改正要旨

〇測量業務共通仕様書

①国土交通省の共通仕様書の改正等を参考とし、記述を改正 第1編共通編

第1章 総則

・第127条 再委託の記述を一部改正

島根県設計·測量·調査等業務共通仕様書 加除表 (H27.4改正)

1-2 測量業務共通仕様書

編章	条	除くページ	加えるページ
第1編共通編第1章総則	第127条 再委託	1-2-9~1-2-10、1枚	1-2-9~1-2-10、1枚

※加除枚数は以下の加える部分の仕様書を両面印刷した場合の枚数

- (2) 天災その他の不可抗力による損害。
- (3) その他、発注者と受注者とが協議し当該規定に適合すると判断した場合。

第121条 契約変更

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において、測量業務の契約の変更を行うものとする。
 - (1) 測量業務内容の変更により委託料に変更を生じる場合
 - (2) 履行期間の変更を行う場合
 - (3) 監督職員と受注者が協議し、測量業務履行上必要があると認められる場合
 - (4) 契約書第29条の規定に基づき委託料の変更に代えて設計図書の変更を行う場合
- 2. 前項の場合において、変更する契約図書は、次の各号に基づき作成されるものとする。
 - (1) 第120条の規定に基づき監督職員が受注者に指示した事項
 - (2) 測量業務の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済の事項
 - (3) その他発注者又は監督職員と受注者との協議で決定された事項

第122条 履行期間の変更

- 1. 発注者は、受注者に対して測量業務の変更の指示を行う場合において履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて事前に通知するものとする。
- 2. 発注者は、履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び測量業務の一時中止を指示した 事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要でないと判断した場合には、 履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。
- 3. 受注者は、契約書第21条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、履行期間 の延長理由、必要とする延長日数の算定根拠、変更工程表その他必要な資料を発注者に提出しなけ ればならない。
- 4. 契約書第22条に基づき、発注者の請求により履行期間を短縮した場合には、受注者は、速やかに業務工程表を修正し提出しなければならない。

第123条 一時中止

1. 契約書第19条第1項の規定により、次の各号に該当する場合において発注者は、受注者に書面を もって通知し、必要と認める期間、測量業務の全部又は一部の履行について一時中止させるものと する。

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人 為的な事象(以下「天災等」という。)による測量業務の中断については、第131条臨機の措置に より、受注者は、適切に対応しなければならない。

- (1) 第三者の土地への立入り許可が得られない場合
- (2) 関連する他の測量業務等の進捗が遅れたため、測量業務の続行を不適当と認めた場合
- (3) 環境問題等の発生により測量業務の続行が不適当又は不可能となった場合
- (4) 天災等により測量の対象箇所の状態が変動した場合
- (5) 第三者及びその財産、受注者、使用人等並びに監督職員の安全確保のため必要があると認め

た場合

- (6) 前各号に掲げるもののほか、発注者が必要と認めた場合
- 2. 発注者は、受注者が契約図書に違反し、又は監督職員の指示に従わない場合等、監督職員が必要 と認めた場合には、測量業務の全部又は一部の一時中止をさせることができるものとする。
- 3. 前2項の場合において、受注者は測量業務の現場の保全については、監督職員の指示に従わなければならない。

第124条 発注者の賠償責任

- 1. 発注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、発注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 発注者が契約に違反し、その違反により業務を継続することが不可能となった場合

第125条 受注者の賠償責任

- 1. 受注者は、以下の各号に該当する場合、損害の賠償を行わなければならない。
 - (1) 契約書第26条に規定する一般的損害、契約書第27条に規定する第三者に及ぼした損害について、受注者の責に帰すべきものとされた場合
 - (2) 契約書第39条に規定する瑕疵責任にかかる損害
 - (3) 受注者の責により損害が生じた場合

第126条 部分使用

- 1. 発注者は、次の各号に掲げる場合において契約書第32条の規定に基づき、受注者に対して成果品の全部または一部の使用を請求することができるものとする。
 - (1) 別途測量業務等の用に供する必要がある場合
 - (2) その他特に必要と認められた場合
- 2. 受注者は、部分使用に同意した場合は、部分使用同意書を発注者に提出するものとする。

第127条 再委託

- 1. 契約書第6条第1項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれ を再委託することはできない。
 - (1) 測量業務における総合企画、業務遂行管理及び技術的判断等
- 2. 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理などの簡易な業務の 再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3. 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、発注者の承諾を得なければならない。
- 4. 受注者は、測量業務を再委託に付する場合、書面により協力者との契約関係を明確にしておくとともに、協力者に対し適切な指導、管理のもとに測量業務を実施しなければならない。

なお、協力者は、島根県の測量・地質調査・建設コンサルタント等有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。